

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう  
**日常生活自立支援事業**  
あい しょう  
(愛称: あんしんねっと)

り よう の ご あん ない  
**利 用 の ご 案 内**



しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人

いわてけんしゃかいふくしきょうぎかい  
岩手県社会福祉協議会

# 「日常生活自立支援事業」とは？

あいししょう

(愛称: あんしんねっと)

まいにち  
毎日のくらしのなかには、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。特に、高齢の方や、障がいを持った方などは、自分ひとりで判断することに不安があったり、手続きに困ったりすることがあるかもしれません。

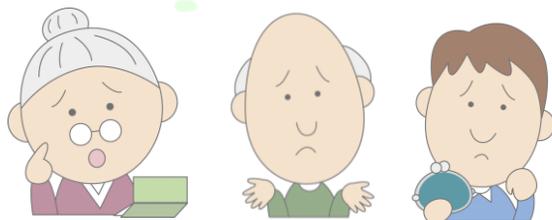
にちじょうせい かつじ りつ し えん じぎょう    しゃかい ふく し ぎょう ぎ かい    しゃ きょう    ほん にん    けい や く    も と  
日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会(社協)(※1)がご本人との契約に基づき、  
かい ご ほ けん    し ょ う    ふ く し    り ょ う て つ づ き    え ん じ ょ    に ち じ ょ う て き    き ん  
介護保険サービスや障がい福祉サービスなどの利用手続きの援助(※2)や、日常的な金  
せん かん り    ち い き    あ ん し ん    せ い かつ    お く  
銭管理のサポートをして、みなさんが地域で安心して生活を送ることができるように  
て つ だ  
お手伝いします。

ふくし  
福祉サービスを  
りょう  
利用したいけれど、  
てつづき    し かな  
手続きの仕方が  
わからぬ

さいきんものわす    おお  
最近物忘れが多くて、  
つうちょう    いん かん  
通帳や印鑑を  
ちゃんとしまったか  
いつも不安になる

やくしょ    いろいろ  
役所から色々な  
しよるい    とど  
書類が届くけれど、  
てつづき  
どう手続きしたら  
いいかわからない

けい かく て き    かね  
計画的にお金を  
つか  
使いたいけれど、  
まよ  
いつも迷ってしまう



にちじょうせい かつじ りつ し えん じぎょう

日常生活自立支援事業は、さまざまな場面で

「あんしん」をご提供(ていきょう)します

ば めん

※1 社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に明記された地域福祉を推進する公共性の高い民間団体です。全国すべての市町村にネットワークを持ち、地域住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。

※2 介護保険サービスや障がい福祉サービスとは、ホームヘルプサービス、デイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなど、さまざまなものがあります。

# 2

## どんな人が利用できるの？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、  
 お金の管理に困っている方などのうち、  
 次の1～3のすべてに当てはまる方が利用できます。

1 認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を送るうえで必要な福祉サービスを利用するための判断をひとりで行うことが難しい方

2 本事業の契約内容や支援内容について理解できる方

3 本事業の契約の意思がある方

- 施設入所中や入院中でも、利用することができます。ただし、家族や親族、入所施設等による支援が可能な場合は、そちらを優先していただきます。
- 認知症や障がいの診断、福祉手帳は不要ですが、ひとりで判断することが難しい理由が不明な場合は、医師等への確認を依頼することがあります。

# 3

## だれが支援してくれるの？

各地域の基幹的社会福祉協議会(基幹社協)(※3)で働く「専門員」、「生活支援員」が支援を行います。

### 「専門員」の役割



ご本人の困りごとや悩みごとの相談を受けて「支援計画」をつくり、契約の調整をします。契約後も定期的にご本人とお会いして、サービス内容が適切かどうかを確認します。

### 「生活支援員」の役割



専門員の指示により、支援計画に基づいて定期的に本人の元を訪問し、支援を行います。福祉サービスの利用手続の援助や、預貯金の出し入れ、支払などをお手伝いします。

※3 岩手県では、県内に12か所の基幹社協があり、各基幹社協に専門員が配置されています。生活支援員は、各基幹社協で非常勤職員として雇用されています。

また、基幹社協以外の市町村社会福祉協議会(協力社協)にも本事業を担当する職員がいます。契約後の支援については、基幹社協と協力社協が連携して対応します。

福祉サービスを利用するために必要な手続や、日常的なお金の出し入れ、預貯金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

## 主なサービスの内容

### 福祉サービスの 利用援助



### ～福祉サービスを安心して 利用できるようにお手伝いします～

- ・ 福祉サービスの利用や解約の手続に関すること。
- ・ 福祉サービスの利用料の支払に関すること。
- ・ 福祉サービスの苦情解決制度の利用に関すること。
- ・ 日常生活に必要な手続に関すること。

### 日常的金銭管理 サービス



### ～日常的な金銭管理をお手伝いします～

- ・ 日常的な生活費の払戻し、預入などに関すること。
- ・ 医療費や税金、公共料金、日用品等の代金の支払に関すること。
- ・ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続に関すること。

※ 支援できる通帳の預貯金残高は、50万円程度です。50万円を超える場合は、別の口座への移し替えなどが必要です。

### 書類等預かり サービス



### ～保管を希望する書類等をお預かりします～

(例) 年金証書、預貯金通帳、定期預金証書、印鑑 等

- ※ いずれも、利用者本人のものに限ります。
- ※ 日常的に使用するもの(保険証、診察券等)や現金、書画、骨董品、貴金属類等は、預かることができません。
- ※ 預かることができる預貯金の総額には上限があります。



定期的な訪問による見守り

## ⚠ サービスの利用に関する留意点

- 本事業は、福祉サービスを利用しながら、地域で生活できるよう支援することを目的としているため、「福祉サービスの利用援助」の利用が基本です。「日常的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」のみを利用することはできません。
- 「福祉サービスの利用援助」と「日常的金銭管理サービス」は、手続や支払、払戻し、預入などが必要なときに、相談に応じ、助言をするほか、必要な情報提供を行います。  
※ 支払・払戻し・預入は、必要に応じて利用者に代わって対応します。
- 支払・払戻し・預入は、利用者の預貯金の範囲内で行います。そのため、利用に当たっては定期的な収入または一定の預貯金があること、月々の支出が収入や預貯金額を超えていないことが必要です。
- 「書類等預かりサービス」でお預かりした通帳や印鑑、証書等は、解約時に本人に返還します。なお、**本人が亡くなられて解約となった場合は、相続人に返還します。**また、本人が亡くなられたことを把握した時点で、相続財産の不適切な払戻等を防止するため、社協から金融機関に連絡します。

### 利用事例

Aさん(30歳代・男性・知的障がい)はアパートで一人暮らしをしながら、就労継続支援B型事業所に週5日通っています。身の回りのことはほとんど自分でできるようになりましたが、お金の管理についてはなかなか上手くできずに悩んでいました。Aさんは、収入(工賃や年金等)の中でやりくりすることが苦手で、趣味にお金を使いすぎて生活費が不足したり、事業所の昼食代を支払うことができない状況が続いていました。このようなAさんの様子を心配した相談支援専門員が日常生活自立支援事業をAさんに紹介し、利用することになりました。

Aさんは、月2回、日常生活自立支援事業の支援を受けています。支援場所は、Aさんの希望で、通所先の事業所としました。支援日には、生活支援員と一緒に、何にいくら必要かを確認しながら、必要な生活費を考えます。生活支援員にすすめられて最近つくったお小遣い帳に買い物をしたときのレシートを貼り、記録するようにしたことで、「お金をどれくらい使ったかが一目でわかるようになり、使いすぎることがなくなりました。将来は自分一人で管理できるようになりたいです。」とAさんは話しています。



<p>そうだん うけつけ 相談の受付</p>	<p><b>*まずは、お近くの社会福祉協議会にご相談ください。</b></p> <p>ご本人はもちろん、ご家族の方、行政、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員、福祉サービス事業所など、支援者からの相談にも対応します。</p>
<p>ほうもんちょうさ 訪問調査</p>	<p><b>*専門員がご自宅等を訪問し、ご本人の状況や困り事の内容を確認します。</b></p> <p>訪問調査では、主に次のことを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活の状況や困っていることなどについて</li> <li>● 契約の意思や契約能力について</li> <li>● ご家族やほかの支援関係者との役割分担などについて</li> </ul> 
<p>けいやくしょ 契約書・ しえんけいかく さくせい 支援計画の作成</p>	<p><b>*日常生活における困り事をいっしょに考え、「支援計画」を作成します。</b></p> <p>専門員が訪問調査をとおしてご本人からお聞きした困り事や希望について、どのようなお手伝いをどのくらいの頻度で行うかなどをいっしょに考えます。その後、契約や支援計画の内容を提案します。</p> 
<p>しんさ 審査</p>	<p><b>*契約が適切かどうかを審査します。</b></p> <p>専門員が作成した契約書・支援計画により、ご本人の判断能力や利用意思、支援内容について、岩手県社会福祉協議会が確認します。必要に応じて、契約締結審査会に諮り審査を行います。</p>
<p>けいやく 契約</p>	<p><b>*利用契約を結びます。</b></p> <p>契約書や支援計画の内容を確認し、間違いがなければ、ご本人と基幹的社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会の三者で利用契約を結びます。</p>
<p>かいし サービスの開始</p>	<p><b>*生活支援員が伺い、サービスを提供します。</b></p> <p>生活支援員がご本人を定期的に訪問し、支援計画に沿ったサービス提供をします。ご本人に必要なサービスが適切に提供されているかを確認するため、定期的に支援計画や役割分担の見直しを行います。</p> 

※ 各地域の状況によって異なりますが、相談受付からサービス開始まで、平均で2～4か月程度かかります。

契約後、サービスを利用する際は料金がかかります。相談や支援計画の作成、「書類等預かりサービス」の利用などの費用は無料です。利用料金は、支援を行っている間及び支援に必要な移動や手続をしている間に要した時間により算定されます。

区分	料金	(参考)
基本料金	1回の支援につき200円	1時間まで …… 1,700円 1時間1分～1時間30分 …… 2,450円
利用料金	1時間1,500円 ※1時間を超えた場合、30分750円を加算	1時間31分～2時間 …… 3,200円 2時間1分～2時間30分 …… 3,950円 2時間31分～3時間 …… 4,700円

- 生活保護を受給中の方は、月3回目の支援から基本料金(1回200円)がかかります。
- 同月に複数回支援を行う場合でも、その都度料金がかかります。

以下のような内容は、本事業でお手伝いすることができません。

- 日常生活費の範囲を超える支払を支援すること(本人の生活に必要な場合を除く)
- 高額な預貯金や不動産等の資産を運用・管理すること
- 施設入所の手続をすることや、緊急連絡先、身元保証人になること
- 利用者本人又は利用者家族の死後の手続、払戻しをすること
- 利用者のお金の使い過ぎを強制的に制限すること
- 相続や不動産の処分等、重要な法律行為が必要な方を支援すること
- 債務整理のための支援をすること(※3)
- 支出が収入を上回っている状態で支援すること(※4)

※3 債務がある方で本事業の利用を希望する場合、まずは専門家等に相談し、債務整理の見通しを立ててからご相談ください。

※4 収入の範囲内で月々の支出計画が立てられる場合は、契約を検討することが可能です。契約後も支出が収入を上回る状況が続く場合は、契約の継続が難しくなることがあります。

## りよう 利用をやめることはできるの？

ほんじぎょう りようしゃ いしもと けいやく りようしゃ きぼう ば  
 本事業は、利用者の意思に基づいて契約しているため、利用者が希望する場  
 あい かいやく りようしゃ な ばあい ほんじぎょう かいやく  
 合は解約することができます。また、利用者が亡くなった場合、本事業は解約  
 となります。

- 利用者が解約を希望する場合は、今後の方針について、利用者及び関係機関と検討した上で手続を行います。
- 一度解約しても、再び利用することが可能です。ただし、再契約を希望される理由や解約後の生活状況を確認の上、判断することになります。
- 契約から年数が経ち、契約時よりも判断能力が低下してしまう方もいます。本事業は、「本人との契約」が前提となっているため、本人の判断能力がない状態（意思確認ができない、支援内容を理解できない等）で支援を継続することはできません。そのような場合は、**成年後見制度**(※5)の利用など、別の支援方法を検討することになります。

※5 成年後見制度とは、判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を、本事業より広範囲に一定の権限をもって保護する制度です。成年後見制度には、既に判断能力が低下している状況で利用する「法定後見」と、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

## あんしん りよう 安心してご利用いただくために

ほんじぎょう じっし ほうりつ ふくし いりょう せんもんか どうじしゃそしき  
 本事業の実施にあたっては、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織の代表者  
 こうせい けいやくていけつしんさかい うんえいてきせいはいんかい せっち てきせい じ  
 などで構成される「契約締結審査会」や「運営適正化委員会」を設置し、適正な事  
 ぎょううんえい かくほ つと  
 業運営の確保に努めています。

### 契約締結審査会



利用契約の内容について審査するほか、支援する際に配慮すべきことなどの助言を行います。

### 運営適正化委員会



中立的な立場から、本事業が適正に実施されているか監督を行います。また、利用者がサービスに不満を感じたときは、こちらに苦情を申し立てることができます。

にちじょうせいかつじ りつ し えんじぎょう かん と あ  
「日常生活自立支援事業」に関するお問い合わせは  
ちか しゃかい ふくし きょうぎ かい  
お近くの社会福祉協議会へ

もりおか ち いき  
盛岡地域

もりおかし  
盛岡市社会福祉協議会…… 019-651-1000

しわちよう  
紫波町社会福祉協議会…… 019-672-3258

やはばちよう  
矢巾町社会福祉協議会…… 019-611-2840

たきざわ ち いき  
滝沢地域

たきざわし  
滝沢市社会福祉協議会…… 019-684-1110

しずくいしちよう  
雫石町社会福祉協議会…… 019-692-2230

はちまんたい ち いき  
八幡平地域

はちまんたいし  
八幡平市社会福祉協議会… 0195-74-4400

くずまきまち  
葛巻町社会福祉協議会…… 0195-66-2111

いわてまち  
岩手町社会福祉協議会…… 0195-62-3570

はなまき ち いき  
花巻地域

はなまきし  
花巻市社会福祉協議会…… 0198-24-7222

きたかみ ち いき  
北上地域

きたかみし  
北上市社会福祉協議会…… 0197-64-1212

にしわ がまち  
西和賀町社会福祉協議会… 0197-85-3225

おうしゅうち いき  
奥州地域

おうしゅうし  
奥州市社会福祉協議会…… 0197-25-7171

かねがさきちよう  
金ヶ崎町社会福祉協議会… 0191-44-6060

いちのせきち いき  
一関地域

いちのせきし  
一関市社会福祉協議会…… 0191-23-6020

ひらいずみちよう  
平泉町社会福祉協議会…… 0191-46-5077

おおふなと ち いき  
大船渡地域

おおふなとし  
大船渡市社会福祉協議会… 0192-27-0001

りくぜんたかたし  
陸前高田市社会福祉協議会… 0192-54-5151

すみたちよう  
住田町社会福祉協議会…… 0192-46-2300

かまいし ち いき  
釜石地域

かまいしし  
釜石市社会福祉協議会…… 0193-31-1331

とおの し  
遠野市社会福祉協議会…… 0198-62-8459

おおつちちよう  
大槌町社会福祉協議会…… 0193-41-1511

みやこ ち いき  
宮古地域

みやこし  
宮古市社会福祉協議会…… 0193-64-5052

やまだまち  
山田町社会福祉協議会…… 0193-82-3841

いわいずみちよう  
岩泉町社会福祉協議会…… 0194-22-3400

た の はたむら  
田野畑村社会福祉協議会… 0194-33-3025

くじち いき  
久慈地域

くじし  
久慈市社会福祉協議会…… 0194-61-3741

ひろのちよう  
洋野町社会福祉協議会…… 0194-65-5360

の だむら  
野田村社会福祉協議会…… 0194-71-1414

ふだいむら  
普代村社会福祉協議会…… 0194-35-2100

にのへ ち いき  
二戸地域

にのへし  
二戸市社会福祉協議会…… 0195-25-4959

いちのへまち  
一戸町社会福祉協議会…… 0195-33-3385

かるまいまち  
軽米町社会福祉協議会…… 0195-46-2881

くのへむら  
九戸村社会福祉協議会…… 0195-41-1200

※ [ ] は基幹的社会福祉協議会で、専門員が配置されています。



しゃかいふくしほうじん いわてけんしゃかいふくしきょうぎかい  
**社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会**  
ちいきふくしきかくぶ せいかつしえんそうだんしつ  
**地域福祉企画部 生活支援相談室**

いわてけんもりおかしさんぼんやなぎ いわてない  
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内  
でんわ  
電話：019-637-8863 / FAX：019-637-7592

ホームページ：<https://www.iwate-shakyo.or.jp/>